川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規 則の制定について 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

川崎市学校運営協議会規則(平成18年川崎市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定める」を「定めるものと する」に改める。

第2条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「に関して川崎市教育委員会 (以下「教育委員会」」を「及び当該運営への必要な支援に関して協議する機 関として、教育委員会(以下「委員会」」に、「及び地域住民」を「、地域住 民等」に、「の促進や連携強化を進める」を「並びに保護者、地域住民等によ る学校運営への支援及び協力を促進する」に改め、「地域住民等と」の次に「 の間の」を加え、「一体となって」を「並びに」に、「や児童生徒」を「並び に児童及び生徒」に改める。

第3条の見出しを「(設置)」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「委員会」に、「趣旨が達成できると認める場合には、協議会」を「目的を達成するため、学校ごとに協議会」に、「置く学校を指定することができる」を「設置するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。

第3条第3項を削り、同条第2項中「教育委員会」を「委員会」に、「前項の指定を行おうとするときは、指定しよう」を「協議会の設置に当たっては、設置しよう」に、「踏まえ、前項の指定を行う」を「踏まえる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示

し、当該対象学校に通知するものとする。

第4条の見出しを「(基本的な方針の承認)」に改め、同条第1項中「第3条第1項の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)」を「対象学校」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に、「において」を「の規定により」に改める。

第5条の見出し中「申し出」を「申出」に改め、同条第1項中「当該指定学校の運営全般」を「対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)」に、「教育委員会」を「委員会」に改め、同条第2項中「当該指定学校」を「第2条の目的を踏まえ、対象学校」に、「関する」を「関して別に定める」に、「教育委員会」を「、委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

3 協議会は、前2項の規定により委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

第19条を削る。

第18条の見出しを「(運営に必要な事項)」に改め、同条中「教育委員会」を「委員会」に改め、同条を第19条とする。

第17条を削る。

第16条第1項中「教育委員会」を「委員会」に改め、同項第1号中「第7条」を「第10条」に改め、同項第3号中「、解任」を「解任」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「委員会」に改め、同条を第18条とする。

第15条を削る。

第14条の見出しを「(適正な運営確保のために必要な措置等)」に改め、 同条第1項中「教育委員会」を「委員会」に、「行う」を「行うとともに、協 議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は 生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するた めに必要な措置を講ずる」に改め、同条第2項中「教育委員会及び当該指定学校」を「委員会及び対象学校」に改め、同条を第17条とする。

第13条中「教育委員会は、委員に対して」を「委員会は」に改め、「並びに」を削り、「正しい理解を得るため」を「委員が正しく理解するために」に 改め、同条を第16条とする。

第12条第1項を次のように改める。

協議会の会議は、公開とする。ただし、特に必要と認めるときは、協議会 に諮った上で非公開とすることができる。

第12条第2項中「、会長」を「会長」に改め、同条を第15条とする。

第11条第1項中「議事をつかさどる」を「会長がその会議の議長となる」に改め、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に、「会長」を「、議長」に改め、同条第4項中「議決事項について、利害」を「前項の規定による決議について特別の利害関係」に、「当該議決事項に関して議決権を有しない」を「議決に加わることができない」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項中「当該指定学校」を「対象学校」に、「会長と」を「、会長と」に改め、同条第2項中「協議会」を「、協議会」に改め、同条第3項中「又は」を「、又は会長が」に改め、同条を第13条とする。

第9条を第12条とする。

第8条第1項中「任命の日の属する年度の翌々年度」を「、任命された日から当該日の属する年度」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第9条第3項の規定」に改め、同条第3項を削り、同条を第11条とする。

第7条第2項中「の各号」を削り、同項第3号中「、協議会及び指定学校」 を「協議会及び対象学校」に、「きたす」を「来す」に改め、同条を第10条 とする。

第6条第1項中「次の各号に」を「、次に」に、「教育委員会が任命する」

を「委員会が任命する」に改め、同項第6号中「、教育委員会」を「委員会」 に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「 当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中 「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号 の次に次の1号を加える。

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

第6条中第3項を第4項とし、同条第2項中「教育委員会は速やかに」を「委員会は、速やかに」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の 1項を加える。

2 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を委員会に申し出ることができる。

第6条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

(運営に関する評価)

第6条 協議会は、対象学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行 うものとする。

(住民の参画等促進のための情報提供)

第7条 協議会は、第4条の規定により承認した基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、保護者、地域住民等の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、これらの者に対して、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第8条 協議会は、必要と認めるときは、対象学校の児童又は生徒の意見を聴 取することができる。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階に応 じ、必要な配慮をしなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則第3条第1項の規定により指定された学校運営協議会(以下「旧協議会」という。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の規則(以下「新規則」という。)第3 条第1項の規定により設置されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧協議会の委員である者は、施行日に新規則第9条第1項の規定により学校運営協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新規則第11条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

4 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和41年川 崎市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「(平成18年教育委員会規則第2号)第6条第1項第3号及び第4号」を「(平成18年川崎市教育委員会規則第2号)第9条第1項第4号及び第5号」に改める。

制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校運営協議会における協議に学校運営への必要な支援を加えること等のため、この規則を制定するものである。

○川崎市学校運営協議会規則

平成18年3月16日教委規則第2号

(趣旨)

|第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年|第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年| 法律第162号) 第47条の6に規定する学校運営協議会(以下「協議会」とい う。) について、必要な事項を定めるものとする。

改正後

(目的)

|第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する|第2条 協議会は、学校運営に関して川崎市教育委員会(以下「教育委員会」 機関として、教育委員会(以下「委員会」という。)及び校長の権限と責 任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民 等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、 地域住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校運営の改善並びに児童及 び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

- |第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を設置す||第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認める場合には、協議会| るものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な 連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議 会を設置することができる。
- |2 委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運 営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を 明示し、当該対象学校に通知するものとする。
- |3 委員会は、協議会の設置に当たっては、設置しようとする学校の校長、||2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学| 保護者及び地域住民の意向を踏まえるものとする。

(削る)

改正前

○川崎市学校運営協議会規則

平成18年3月16日教委規則第2号

(目的)

法律第162号) 第47条の6に規定する学校運営協議会(以下「協議会」とい う。) について、必要な事項を定める。

(趣旨)

という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営へ の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等 と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に 取り組むものとする。

(指定)

を置く学校を指定することができる。

- 校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものと する。
- 3 指定の期間は指定の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再指定 することができる。

	_	

改正後	改正前
(基本的な方針の承認)	(所掌事項)
第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針	第4条 第3条第1項の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の
を作成し、協議会の承認を得るものとする。	校長は、次 <u>の各号</u> に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、
	協議会の承認を得るものとする。
(1) 教育課程の編成に関すること。	(1) 教育課程の編成に関すること。
(2) 学校運営計画に関すること。	(2) 学校運営計画に関すること。
(3) 組織編成に関すること。	(3) 組織編成に関すること。
(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。	(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。	(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って	2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校
学校運営を行うものとする。	運営を行うものとする。
(意見の <u>申出</u>)	(意見の <u>申し出</u>)
第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除	第5条 協議会は、 <u>当該指定学校の運営全般</u> について、 <u>教育委員会</u> 又は校長
く。) について、 <u>委員会</u> 又は校長に対して、意見を述べることができる。	に対して、意見を述べることができる。
2 協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用	2 協議会は、 <u>当該指定学校</u> の職員の採用その他の任用に <u>関する</u> 事項につい
に <u>関して別に定める</u> 事項について <u>、委員会</u> に対して意見を述べることがで	て <u>教育委員会</u> に対して意見を述べることができる。
きる。	
3 協議会は、前2項の規定により委員会に対して意見を述べるときは、あ	
らかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。	
(運営に関する評価)	
第6条 協議会は、対象学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を	(改正前の第17条第1項から移動)
行うものとする。	
(住民の参画等促進のための情報提供)	
第7条 協議会は、第4条の規定により承認した基本的な方針に基づく対象	
学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、保護者、地域住民等の理	1
│ 解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資	

するため、これらの者に対して、対象学校の運営及び当該運営への必要な 支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるもの

$\overline{}$

71.77/4	71 - 24
改正後	改正前
<u>とする。</u>	
(児童又は生徒の意見の聴取)	
第8条 協議会は、必要と認めるときは、対象学校の児童又は生徒の意見を	(改正前の第19条から移動)
聴取することができる。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階	
に応じ、必要な配慮をしなければならない。	
(委員の任命)	(委員の任命)
<u>第9条</u> 協議会の委員は <u>、</u> 次に掲げる者のうちから、 <u>委員会</u> が任命する。	第6条 協議会の委員は次 <u>の各号</u> に掲げる者のうちから、 <u>教育委員会</u> が任命
	する。
(1) 保護者	(1) 保護者
(2) 地域住民	(2) 地域住民
(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者	
<u>(4)</u> 対象学校の校長	<u>(3)</u> 当該指定学校の校長
<u>(5)</u> 対象学校の教職員	(4) 当該指定学校の教職員
<u>(6)</u> 学識経験者	<u>(5)</u> 学識経験者
<u>(7)</u> その他 <u>委員会</u> が適当と認める者	<u>(6)</u> その他 <u>、教育委員会</u> が適当と認める者
2 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を委員会に申し出る	
<u>ことができる。</u>	
3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、委員会は、速やかに新たな	2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新た
委員を任命するものとする。	な委員を任命するものとする。
4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。	3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。
(守秘義務等)	(守秘義務等)
<u>第10条</u> 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い	第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い
た後も同様とする。	た後も同様とする。
2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。	2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。	(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
	(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用
すること。	すること。
, -	(3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行

改正後	改正前
と。	うこと。
(任期)	(任期)
第11条 委員の任期は、任命された日から当該日の属する年度の末日までと	第8条 委員の任期は <u>任命の日</u> の属する年度 <u>の翌々年度</u> の末日までとし、再
し、再任を妨げない。	任を妨げない。
2 第9条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残	2 第6条第2項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間
任期間とする。	とする。
(削る)	3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了し
	たとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。
(報酬)	(報酬)
<u>第12条</u> 委員の報酬は、別に定める。	第9条 委員の報酬は、別に定める。
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)
第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただ	<u>第10条</u> 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただ
し、 <u>対象学校</u> の校長及び教職員は <u>、</u> 会長となることができない。	し、 <u>当該指定学校</u> の校長及び教職員は会長となることができない。
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。	2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき <u>、</u> 又は <u>会長が</u> 欠けたとき	3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その
は、その職務を代理する。	職務を代理する。
(会議)	(会議)
第14条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。	<u>第11条</u> 協議会の会議は、会長が招集し、 <u>議事をつかさどる</u> 。
2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。	2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席 <u>した</u> 委員の過半数で決し、可否同数のときは <u>、議長</u>	3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは <u>会長</u> の決す
の決するところによる。	るところによる。
4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に	4 <u>議決事項</u> について <u>、利害</u> を有する委員は、 <u>当該議決事項に関して議決権</u>
加わることができない。	を有しない。
(会議の公開)	(会議の公開)
<u>第15条</u> 協議会の会議は、公開 <u>と</u> する。 <u>ただし、特に必要と認めるときは、</u>	<u> 第12条</u> 協議会の会議は、 <u>次に掲げる場合を除き</u> 公開する。
協議会に諮った上で非公開とすることができる。	
(削る)	(1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議
	<u>する場合。</u>

75. 丁. 似	74.7-24
改正後	改正前
(削る)	(2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合。
2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならな	2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければなら
V' _o	ない。
3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。	3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
(研修)	(研修)
第16条 <u>委員会</u> は、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について、	<u>第13条</u> 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、 <u>並びに</u> 委員
<u>委員が正しく理解するために</u> 必要な研修等を行うものとする。	の役割及び責任等について、 <u>正しい理解を得るため</u> 必要な研修等を行うも
	のとする。
(適正な運営確保のために必要な措置等)	(指導及び助言)
第17条 <u>委員会</u> は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応	<u>第14条 教育委員会</u> は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要
じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を	に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。
欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれが	
あると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するために必要な	
<u>措置を講ずる</u> ものとする。	
2 <u>委員会</u> 及び <u>対象学校</u> の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、	2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行え
必要な情報提供に努めなければならない。	るよう、必要な情報提供に努めなければならない。
	(指定の取消し)
(削る)	第15条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号
	のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなけ
	ればならない。
	(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合。
	(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合。
	(3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある
	と認められる場合。
(削る)	
	- に対し必要な指導、助言を行い運営改善に努めなければならない。
(削る)	3 教育委員会は、学校の指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書
	 面を交付しなければならない。

\vdash	_
\mathbf{r}	•

改正後	改正前
(委員の解任)	(委員の解任)
第18条 委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号の	第16条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各
いずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。	号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができ
	る。
(1) <u>第10条</u> の義務に違反したとき。	(1) <u>第7条</u> の義務に違反したとき。
(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。	(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。	(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。
2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、	2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、
直ちに <u>委員会</u> に報告しなければならない。	直ちに <u>教育委員会</u> に報告しなければならない。
3 <u>委員会</u> は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。	3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければなら
	ない。
	(運営に関する評価と情報提供)
(改正後の第6条へ移動)	第17条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行う
	<u>ものとする。</u>
(改正後の第7条へ移動)	2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する
	など情報提供に努めなければならない。_
(運営 <u>に必要な事項</u>)	(運営 <u>等</u>)
第19条 協議会は、法令及び <u>委員会</u> が定める規則並びにその設置目的に反し	第18条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に
ない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。	反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。
	(児童又は生徒の意見の聴取)
(改正後の第8条へ移動)	第19条 協議会は、必要と認めるときは当該指定学校の児童又は生徒の意見
	を聴取することができる。この場合において、当該児童又は生徒の発達段
	階に応じ、必要な配慮をしなければならない。
(委任)	(委任)
	第20条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長
が別に定める。	が別に定める。

(以下 略)

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 新旧対照表【附則第4項関係】

改正後	改正前
○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則	○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則
昭和41年6月28日教委規則第12号	昭和41年6月28日教委規則第12号
(第1条~第3条 略)	(第1条~第3条 略)
(教育長の専決事項)	(教育長の専決事項)
第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務につい	第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務につい
て、専決することができる。	て、専決することができる。
(1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業	(1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業
等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場	等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場
合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の	合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の
改正に関すること。	改正に関すること。
(2) 委員会が指定する請願等に関すること。	(2) 委員会が指定する請願等に関すること。
(3) 審査請求に対する決定以外の公文書の開示請求等に関すること。	(3) 審査請求に対する決定以外の公文書の開示請求等に関すること。
(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の	(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の
職員の任免その他の人事(教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部	職員の任免その他の人事(教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部
長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、	長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、
副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。)に関すること。	副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。)に関すること。
(5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、川崎市学校	(5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱のうち、川崎市学校
運営協議会規則(平成18年川崎市教育委員会規則第2号)第9条第1項	運営協議会規則(平成18年教育委員会規則第2号)第6条第1項第3号
<u>第4号</u> 及び <u>第5号</u> に規定する委員の任期途中での任免に関すること。	及び <u>第4号</u> に規定する委員の任期途中での任免に関すること。
2 教育長は、前項の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速や	2 教育長は、前項の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速や
かに委員会に報告しなければならない。	かに委員会に報告しなければならない。

(以下 略)